

別紙

管制船事前通報

年 月 日

水島港長 殿  
(備讃瀬戸海上交通センター経由)

船長の氏名 \_\_\_\_\_

提出者の氏名及び連絡先 \_\_\_\_\_

港則法第36条の3第2項の規定により、下記のとおり通報します。

(1) 信号符字又は船舶の番号		(2) 船舶の名称	
(3) 船舶の全長	m	(4) 総トン数	ton
(5) 積載している危険物の種類 (危険物積載船に限る。)			
(6) 係留施設	離岸・着岸		
(7) 離岸・着岸の別	離岸・着岸		
(8) 港内航路航行予定 入航日時及び出航日時(時刻の表示は24時制による。)	入航日時	日	:
	出航日時	日	:
(9) 海上保安庁との連絡手段			
(10) 備考			

※管制船による港内シフト(例:パシフィックグレーンセンターから瀬戸埠頭あるいは瀬戸埠頭からパシフィックグレーンセンター)においても事前通報が必要。

※港則法第36条の3第2項の規定に基づき、港内航路を航行して入航または出航しようとする管制船は、入出航予定の前日正午までに水島港長(備讃瀬戸海上交通センター経由)に事前通報が必要となります。

ただし、海上交通安全法第22条の規定による通報[巨大船等から水島航路航行に関する海上保安庁長官(備讃瀬戸海上交通センター経由)あての通報]に併せて、当該船舶が停泊し、または停泊しようとする水島港の係留施設を通報したときは、この事前通報は必要ありません。